

## 基盤的研究・人材育成拠点整備事業 中長期的な進め方(案)

平成 24 年 2 月 6 日

科学技術イノベーション政策のための科学推進委員会

基盤的研究・人材育成拠点整備事業における拠点構成大学が決定され、拠点構成大学への支援が長期（15年）に亘ることを見据え、中長期的な進め方についての考えを次の通り示す。

### 平成 23 年度（事業開始 1 年目）

- 「基盤的研究・人材育成拠点整備のための分科会」において、各拠点構成大学の役割や拠点構成大学間の連携の仕組みを検討し、「基盤的研究・人材育成拠点の全体構造」をとりまとめる。

### 平成 24 年度以降（事業開始 2 年目以降）

- 拠点構成大学が主体となって「基盤的研究・人材育成拠点運営協議会」を設置するとともに、拠点構成大学の実施する人材育成プログラムの調整、拠点間共同プログラムの検討（「政策のための科学」に関心を有する他大学や関係機関との連携によるコミュニティ形成に向けた取り組みを含む）を行う。運営協議会でとりまとめられた具体案については、推進委員会における検証を行った上で随時具体化を図る。
- 各拠点構成大学は、平成 24 年度内に学生募集を開始するとともに、平成 25 年に人材育成プログラムを開始する。
- 文部科学省は、評価のために必要となる評価方法や基準などについて、平成 26 年度までに推進委員会に諮った上で定める。
- 評価にあたっては、拠点構成大学の個々の取り組み状況の観点に加え、全体構造の観点からも評価を行うこととする。その際、大学が自ら実施する自己点検の観点からの評価と、外国人評価者の活用可能性も考慮しつつ第三者の観点からの評価との違いを十分考慮しつつ評価作業の重複を避けるとともに、実質的かつ効率的な評価の仕組みを検討する。

### 平成 27 年度（事業開始 5 年目）、平成 32 年度（事業開始 10 年目）

- 推進委員会は中間評価を実施する。その上で、評価の結果に応じて、各拠点構成大学の役割の見直しや支援打ち切り、あるいは新たな拠点構成大学の追加などの具体的な措置を提言するとともに、文部科学省は、翌年度中（平成 28 年度あるいは平成 33 年度）に拠点構成大学に対する支援内容に評価結果を反映させる。

平成37年度（事業開始15年目）

- 推進委員会は事後評価を実施するとともに、拠点構成大学が自律的に運営を行う観点から意見を述べる。

（参考）

整備方針における関連する記載（抄）

## 8. 拠点整備に向けた検討の進め方、及び評価

### 8.1 拠点整備に向けた検討の進め方

まず、各大学から寄せられた構想に基づき推進委員会が書面審査を行い、ヒアリング対象となる大学を決定する。なお、必要があれば各大学に構想の修正を求めることがある。ヒアリング実施後、その結果を踏まえ、推進委員会が拠点構成大学を決定する。

拠点構成大学の決定後、推進委員会の下に、拠点構成大学の代表者及び推進委員会主査が指名する者によって構成される「拠点整備委員会（仮称）」を設置し、平成23年度末までに「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』推進事業の基本方針等に照らして拠点の全体構造（案）をとりまとめる。推進委員会において、「拠点整備委員会（仮称）」がとりまとめた全体構造（案）を参考に、最終的に拠点の全体構造と拠点構成大学を決定する。

平成24年度以降、拠点構成大学は合同の「運営協議会（仮称）」を設置し、推進委員会が提示する要件を踏まえ、拠点間の具体的な連携策や共同プログラムを検討し、その実施を行うとともに、各拠点における人材育成プログラム開設の準備を進める。各拠点においては平成24年度内には学生の募集を開始し、遅くとも平成25年春には人材育成プログラムを開始する。

### 8.2 評価

本事業においては、最長15年の支援を行うこととする。推進委員会は、拠点を構成する大学より適宜進捗状況の報告を求めるとともに、事業実施の途中段階において中間評価を、事業期間終了後には事後評価を行う。中間評価の結果によっては、実施計画の変更あるいは打ち切りとなる場合もある（文部科学省からの補助金交付終了となる）。

具体的な評価については、今後推進委員会において評価方法、基準等を定めて進める。